

官報

号外 昭和六十一年三月十日

○第百四回参議院會議録第六号

昭和六十一年三月十日(月曜日)

午前九時五十一分開議

○議事日程 第六号

昭和六十一年三月十日

午前九時五十分開議

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(木村睦男君) これより會議を開きます。

三月一日の福岡市における渡辺通商産業大臣の発言について、内閣総理大臣及び通商産業大臣から発言を求められております。これより順次発言を許します。中曾根内閣総理大臣。

〔内閣大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 渡辺通商産業大臣の去る三月一日の福岡市における発言は、軽率であり、まことに遺憾であります。私も渡辺通商産業大臣に対し厳重に注意いたしました。渡辺通商産業大臣自身も深く反省しております。

内閣は、今後一層言動を戒め、職責の厳正かつ公正な遂行に全力を挙げていく決意であります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 渡辺通商産業大臣。

〔國務大臣渡辺美智雄君登壇 拍手〕

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私の三月一日、福岡市における発言中、一部について軽率なものであったと深く反省しております。

今後は、このようなことのないよう、十分心にかけてまいります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。選挙制度に関する特別委員長長原文兵衛君。

審査報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月七日

選挙制度に関する特別委員長 原文兵衛

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で、地方公共団体に交付するものの基準を改正しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
第十四回参議院議員通常選挙の執行に要する経費として総額二百九十一億四千五百万円が昭和六十一年度一般会計予算に計上されているが、そのうち本法に基づく地方公共団体委託費は改正による増加経費約二十七億九千九百九十九万円を含む二百五十七億二千六百九十九万円となっている。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十一年三月六日
衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

区市町村		区		市		町		村	
投票区	投票日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
投票人数	投票日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
五百人以上未滿	八、〇五三、一三三	二七、九二	八、四四二、二五五	一五、五〇	六、〇三	二七、九二	二七、九二	二七、九二	二七、九二
一千人以上未滿	二、五八三、〇三三	三三、八五二、二五五	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	一三、九九九
二千人以上未滿	三、九六二、八七三	三九、三八二、九六三	二七、五五三	三六、七四三、七七八	一五、九〇六	三六、七四三、七七八	一五、九〇六	一五、九〇六	一五、九〇六
三千人以上未滿	二、五八三、〇三三	三三、八五二、二五五	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	一三、九九九
五千人以上未滿	二、五八三、〇三三	三三、八五二、二五五	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	一三、九九九
一万人以上未滿	二、五八三、〇三三	三三、八五二、二五五	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	一三、九九九
一万人以上未滿	二、五八三、〇三三	三三、八五二、二五五	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	一三、九九九
一万人以上未滿	二、五八三、〇三三	三三、八五二、二五五	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	一三、九九九
一万人以上未滿	二、五八三、〇三三	三三、八五二、二五五	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	一三、九九九
二万人以上未滿	二、五八三、〇三三	三三、八五二、二五五	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	一三、九九九
二万人以上未滿	二、五八三、〇三三	三三、八五二、二五五	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	一三、九九九
二万人以上未滿	二、五八三、〇三三	三三、八五二、二五五	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	二〇、八六一	八、〇四二、七五九	一三、九九九	一三、九九九

昭和六十一年三月十日 参議院會議録第六号

三月一日の福岡市における渡辺通商産業大臣の発言について、内閣総理大臣及び通商産業大臣の発言に関する法律案

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村		
	区	市	町 村
千人 未 満	九五、二六〇円	九七、〇一〇円	五八、一六三円
二千 人 以 上 未 満 上	一一四、三一二	一一六、四一二	六六、四七二
三千 人 以 上 未 満 上	一七一、四六八	一七四、六一八	九九、七〇八
五千 人 以 上 未 満 上	二〇九、五七二	二二三、四二二	一二四、六三五
一万 人 以 上 未 満 上	二六六、七二八	二七一、六二八	一五七、八七一
一万 五 千 人 以 上 未 満 上	三三二、四六二	三三八、九三七	二〇七、七二五
二 万 人 以 上 未 満 上	三八一、〇四〇	三八八、〇四〇	二二四、三四三
三 万 人 以 上 未 満 上	四三八、一九六	四四六、二四六	二五七、五七九
三 万 人 以 上	五一四、四〇四	五二三、八五四	二九九、一二四

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村		
	区	市	町 村
千人 未 満	平日 土曜日 日曜日又は休日	平日 土曜日 日曜日又は休日	平日 土曜日 日曜日又は休日
二千 人 以 上 未 満 上	四、九八五 五、三三三	四、九八五 五、三三三	四、九八五 五、三三三
三千 人 以 上 未 満 上	五、七〇四 六、〇五二	五、七〇四 六、〇五二	五、七〇四 六、〇五二
五千 人 以 上 未 満 上	六、三三三 六、六八二	六、三三三 六、六八二	六、三三三 六、六八二

第五条第四項の表を次のように改める。

一万 人 以 上 未 満 上	八、七三三、一三三	三、〇六六、〇六六	八、八八二、七〇〇	三、三三三、五五五	八、二二二、六六六	三、三三三、五五五
一万 五 千 人 以 上 未 満 上	一〇、七三三、一三三	四、〇六六、〇六六	一〇、八八二、七〇〇	四、三三三、五五五	一〇、二二二、六六六	四、三三三、五五五
二 万 人 以 上 未 満 上	一四、〇六六、〇六六	五、三三三、五五五	一四、二二二、六六六	五、六六六、六六六	一四、五五五、七七七	五、六六六、六六六
二 万 五 千 人 以 上 未 満 上	一八、四〇〇、四〇〇	六、六六六、六六六	一八、五五五、七七七	七、〇〇〇、〇〇〇	一八、八八八、八八八	七、〇〇〇、〇〇〇
三 万 人 以 上	二二、七三三、一三三	八、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇	八、三三三、三三三	二三、三三三、三三三	八、三三三、三三三

第五条第六項中「三千二百四十円」を「三千四百二十円」に改める。
 第六条第一項の表中「五五五、一六二」を「六〇一、四〇八」に、「五五五、一八二」を「五九四、九七

昭和六十一年三月十日 参議院會議録第六号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

○に、「一、五八六、五五二」を「一、七〇七、八八九」に、「一、五七九、〇六六」を「一、六九二、四六〇」に改め、同条第二項の表中「二七、四〇二」を「二五二、〇八八」に、「二一六、一〇二」を「二四七、八五〇」に、「五六六、〇四二」を「六五六、三四九」に、「五六二、六五六」を「六四五、三三〇」に改め、同条第三項中「二万九千七百五十円」を「三万九千九百二十円」に、「三万七千九百四十円」を「三万九千九百四十円」に、「四万四千六百三十円」を「四万七千八百八十円」に、「四万八千三百四十円」を「五万九千七百四十円」に、「五万二千六十円」を「五万五千八百六十円」に、「五万九千五百円」を「六万三千八百四十円」に、「六万二千四百八十円」を「六万七千九百六十円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

選挙	衆議院議員選挙又は参議院選挙区		参議院比例代表選出議員選挙
	都道府県及び大都市のある道府県	その他の県	
一 二十万以上未満	円 銭	円 銭	円 銭
二 三十万以上未満	円 銭	円 銭	円 銭
三 四十万以上未満	円 銭	円 銭	円 銭
四 五十万以上未満	円 銭	円 銭	円 銭
五 六十万以上未満	円 銭	円 銭	円 銭
六 七十万以上未満	円 銭	円 銭	円 銭
七 百万以上	円 銭	円 銭	円 銭

第八条第一項の表中「三〇」を「三二」に、「四四」を「四七」に、「六四」を「六九」に改め、同条第二項の表中「九〇」を「九七」に、「一三三」を「一四二」に、「一六六」を「一七八」に、「二〇〇」を「二二五」に、「二三四」を「二五二」に、「二六八」を「二八八」に、「三〇二」を「三二四」に改める。

第八条の二の表を次のように改める。

区市町村	区	市	町	村
候補者数				
九人未満	一〇、五〇〇円	九、五〇〇円	八、五〇〇円	
十人以上未満	一一、五〇〇円	一〇、五〇〇円	九、〇〇〇円	
十三人以上	一二、五〇〇円	一一、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	

第九条第一項の表中「次条まで」を「この条に」、「三、八八〇」を「四、一二二」に、「三、四七〇」を「三、六八二」に、「三、三五〇」を「三、五六二」に、「一三、〇四〇」を「一四、七二八」に、「二一、七四四」を「二四、四八〇」に、「一一、二六五」を「一二、八二五」に改め、同条第二項中「九千六百十二円」を「一万五千八百八円」に、「九千七百七十六円」を「一万七千七百四円」に、「七千八百十七円」を「九千六百六十五円」に改め、同条第七項中「三百四十円」を「三百六十四円」に、「四百三十円」を「四百五十五円」に、「五百四十円」を「五百四十六円」に、「五百五十円」を「五百九十二円」に、「六百円」を「六百三十七円」に、「六百八十円」を「七百二十八円」に、「千二十円」を「千九百五十円」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

選挙区	分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
		衆議院議員選挙	参議院議員選挙	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、八二〇、五三三	一〇、二六四、一六七		
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、五七六、九八八	一二、〇〇七、一〇七		
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一三、五九六、四四四	一四、一九七、一九七		
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	一四、七三三、五五五	一五、三三三、八七七		
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	一六、七七一、一四四	一七、四四一、四九三		
都道府県	選挙人の数が五百五十万人未満のもの	一九、九九五、五五五	二〇、六二九、六二九		
	選挙人の数が五百五十万人以上百万人未満のもの	一九、九三三、六二〇	二〇、〇〇六、〇九七		
	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	三三、三〇七、七七七	三三、四一三、九七九		
	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの	三三、三六七、四七〇	三三、四三三、九六三		
	選挙人の数が五百五十万人以上百万人未満のもの	三三、九六六、三三七	三三、七三三、七〇七		
その他の県	選挙人の数が二百五十万人未満のもの	二五、〇八四、六三三	二五、八六七、八六三		
	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの	四〇、八五八、九三三	四一、七九七、四三三		
	選挙人の数が五百五十万人未満のもの	三九、三三〇、四三三	四〇、二七七、六三三		
	選挙人の数が五百五十万人以上百万人未満のもの	四〇、八五八、九三三	四一、七九七、四三三		
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	四〇、八五八、九三三	四一、七九七、四三三		

一〇七

第十三条第二項の表を次のように改める。		分 区		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの	四、六四二、六〇〇 円	五、〇八八、四四五 円			
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	五、三九三、七五六	五、九一八、一五五			
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	六、一四四、八六二	六、七四七、八四五			
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	六、一四四、八六二	六、七四七、八四五			
選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	六、六三八、四七三	七、二九九、四〇〇			
選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	七、〇三三、九三〇	七、七〇七、二七			
選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	六、八九五、九六八	七、五七七、五三五			
選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	七、五〇五、八五	八、二六八、一六七			
選挙人の数が三百五十万人以上五百万人未満のもの	七、三三九、五七八	八、二二九、一五〇			
選挙人の数が五百万人以上一千万人未満のもの	七、五九一、八九五	八、三三七、七五			
選挙人の数が一千万人以上一億人未満のもの	七、四六四、二二〇	八、三三四、九四〇			
選挙人の数が一億人以上のもの	九、九〇二、一九〇	一〇、八八九、〇〇〇			
選挙人の数が二百万人以上のもの	九、七三五、六六〇	一〇、六六七、二九〇			
選挙人の数が三百万人以上のもの	二、〇七九、五二〇	二、二六八、四四五			
選挙人の数が四百万人以上のもの	一、〇六〇、九一八	一、一六〇、六六〇			
選挙人の数が五百万人以上のもの	四、四八一、五〇五	四、八三二、七四五			

昭和六十一年二月十日 参議院會議録第六号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

一〇八

[illegible]

町		村	
	選挙人の数が千人未満のもの		
	選挙人の数が千人以上三千人未満のもの		
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの		
	選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	一九、五五〇	
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	二九、三三五	
	選挙人の数が一万人以上三万人未満のもの	二九、三三五	
	選挙人の数が二万人以上のもの	二九、三三五	

第十三条第四項中「一万二百円」を「一万九百四十四円」に、「五千百円」を「五千四百七十二円」に改め、同項の表を次のように改める。

五 級 地	道 の 区 域		都府県の区域	四 級 地	三 級 地	二 級 地	一 級 地	地 域	都道府県市町村等
	三三、八六三	二一、八八八	一九、一五二	一七、七八四	一六、四一六	一三、六八〇円	都道府県	都道府県の支庁、地方事務 所若しくは認定出先機関又は市区町村	
	一六、四三三	一〇、九四四	九、五七六	八、八九二	八、二〇八	六、八四〇円			

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「六千三百円」を「七千円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「五千百円」を「五千七百円」に

第十五条第一項中「千百五十円」を「千二百三十円」に、「百三十円」を「百三十円」に改める。

昭和六十一年三月十日 参議院會議録第六号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第十七条第二項中「一、五八六、五五二」を「一、七〇七、八八九」に、「八六〇、〇八三」を「九三〇、三一」に、「一、五七九、〇六六」を「一、六九二、四六〇」に、「八五五、九九九」を「九二、四八五」に、「五六六、〇四二」を「六五六、三四九」に、「三四〇、〇二三」を「三九四、二七一」に、「五六二、六五六」を「六四五、三三〇」に、「三三三、七、九八九」を「三八七、六四五」に改める。

附
則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

○原文兵衛君 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、国政選挙等の執行について、国が負担する経費で、地方公共団体に交付するものの現行基準額を、公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の状況に応じ、実情に即するよう改めることを主要内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、交付基準の改善等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法案案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長（木村睦男君） 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前九時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	木村 睦男君
副議長	阿具根 登君

中野 鉄造君
矢原 秀男君

刈田 貞子君
拔山 映子君

大川 清幸君
太田 淳夫君

服部 信吾君 秦 豊君

井上 計君 中野 明君

飯田 忠雄君
柳澤 鍊造君

山田 勇君 宮澤 弘君

塩出 啓典君 和田 教美君

福岡日出磨君	多田 省吾君
高桑 栄松君	中西 珠子君
伏見 康治君	藤井 恒男君
関 嘉彦君	田中 正巳君
徳永 正利君	中山 千夏君
木本平八郎君	青木 茂君
下村 泰君	山田耕三郎君
青島 幸男君	石井 一二君
浦田 勝君	大浜 方栄君
岡野 裕君	海江田鶴造君
宮島 滉君	小島 静馬君
村上 正邦君	松浦 功君
仲川 幸男君	藤井 孝男君
宮田 輝君	北 修二君
長谷川 信君	高平 公友君
斎藤栄三郎君	大鷹 淑子君
堀内 俊夫君	遠藤 要君
源田 実君	植木 光教君
岩動 道行君	石本 茂君
服部 安司君	中村 太郎君
土屋 義彦君	大坪健一郎君
梶原 清君	前島英三郎君
石井 道子君	添田増太郎君
藤田 栄君	吉村 真事君
吉川 博君	倉田 寛之君
工藤万砂美君	志村 哲良君
佐藤栄佐久君	大河原太一郎君
関口 恵造君	岡部 三郎君

大木 浩君	降矢 敬義君
真鍋 賢二君	岩崎 純三君
遠藤 政夫君	亀長 友義君
斎藤 十朗君	伊江 朝雄君
大島 友治君	安孫子藤吉君
中西 一郎君	藤田 正明君
山内 一郎君	西村 尚治君
松垣徳太郎君	長田 裕二君
中山 太郎君	増田 盛君
杉山 令麿君	野末 陳平君
矢野俊比古君	柳川 覺治君
水谷 力君	松岡清寿男君
田 英夫君	竹山 裕君
出口 廣光君	藤野 賢二君
星 長治君	岩本 政光君
井上 孝君	谷川 寛三君
高杉 勉忠君	林 寛子君
山本 富雄君	堀江 正夫君
増岡 康治君	最上 進君
藤井 裕久君	森田 重郎君
志村 愛子君	原文兵衛君
梶木 又三君	嶋崎 均君
浜本 万三君	鈴木 省吾君
古賀雷四郎君	林 道君
安田 隆明君	久保 亘君
安永 英雄君	梶原 敬義君
稻村 稔夫君	下田 京子君
糸久八重子君	久保田真苗君

鈴木 和美君	近藤 忠孝君
佐藤 昭夫君	山田 譲君
佐藤 三吾君	大森 昭君
安武 洋子君	内藤 功君
安恒 良一君	丸谷 金保君
志苦 裕君	神谷信之助君
橋本 敦君	粕谷 照美君
片山 甚市君	立木 洋君
山中 郁子君	穂山 篤君
寺田 熊雄君	和田 静夫君
松本 英一君	市川 正一君
竹田 四郎君	村沢 牧君
上野 雄文君	八百板 正君
小野 明君	瀬谷 英行君
秋山 長造君	上田耕一郎君
内閣総理大臣	中曾根康弘君
通商産業大臣	渡辺美智雄君
自治大臣	小沢 一郎君

地方行政委員	地方行政委員
辞任	辞任
岩本 政光君	古賀雷四郎君
倉田 寛之君	大河原太一郎君
宮島 滉君	岩上 二郎君
柳澤 鍊造君	三治 重信君
大蔵委員	大蔵委員
辞任	辞任
石井 道子君	福岡日出磨君
岩上 二郎君	宮島 滉君
関口 恵造君	伊江 朝雄君
社会労働委員	社会労働委員
辞任	辞任
伊江 朝雄君	関口 恵造君
福岡日出磨君	石井 道子君
運輸委員	運輸委員
辞任	辞任
大河原太一郎君	倉田 寛之君
建設委員	建設委員
辞任	辞任
内藤 功君	安武 洋子君
予算委員	予算委員
辞任	辞任
岩上 二郎君	岩本 政光君
土屋 義彦君	真鍋 賢二君
秦野 章君	大木 浩君
林 健太郎君	曾根田郁夫君
石井 道子君	村上 正邦君

工藤万砂美君 金丸 三郎君
矢野俊比古君 田中 正巳君
小柳 勇君 高杉 勉忠君
神谷信之助君 上田耕一郎君
宇都宮徳馬君 田 英夫君

辞任 補欠
曾根田郁夫君 林 健太郎君
田中 正巳君 矢野俊比古君
村上 正邦君 石井 道子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 佐藤栄佐久君 (名尾良孝君の補欠)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和六十年年度一般会計補正予算(第1号)

昭和六十年年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和六十年年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
行政改革の実施方針に関する質問主意書(伏見康治君提出)
サハラ・アラブ民主共和国との外交関係に関する質問主意書(立木洋君提出)

同日本院は、国家公安委員会委員に平岩外四君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君及び館龍一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、航空事故調査委員会委員長に武田峻君、同委員に東昭君、榎本善臣君、幸尾治朗君及び西村淳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に浦田純一君及び溝邊秀郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和六十年年度一般会計補正予算(第1号)

昭和六十年年度特別会計補正予算(特第1号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十年年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

関する法律

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法
去る二月十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員

辞任 補欠
稻村 稔夫君 上野 雄文君
村沢 牧君 志苦 裕君

大蔵委員 辞任 補欠
志苦 裕君 村沢 牧君

文教委員 辞任 補欠
福間 知之君 久保 巨君

農林水産委員 辞任 補欠
上野 雄文君 稻村 稔夫君

商工委員 辞任 補欠
久保 巨君 福間 知之君

予算委員 辞任 補欠
大木 浩君 秦野 章君
曾根田郁夫君 林 健太郎君
真鍋 賢二君 土屋 義彦君

決算委員 辞任 補欠
林 健太郎君 曾根田郁夫君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

た。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二七号)

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二七号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第三二七号)

去る二月十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠
土屋 義彦君 真鍋 賢二君

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第三二七号)

国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(閣法第三二八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
特定都市鉄道整備促進特別措置法案(閣法第三二九号)

昭和六十一年三月十日 参議院会議録第六号 議長の報告事項

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

郵便年金法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

電波法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武眞榮君提出在比米軍の沖縄への移駐計画に関する質問に対する答弁書

参議院議員目黒今朝次郎君提出平和相互銀行の検査に関する質問に対する答弁書

去る二月二十日委員会において選任した理事は次のとおりである。

農林水産委員会

理事 智野 久光君(村沢牧君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号) 大蔵委員会に付託

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

去る二月二十一日委員会において選任した理事は

次のとおりである。

内閣委員会

理事 村上 正邦君(堀江正夫君の補欠)

同日内閣から、参議院議員伏見康治君提出行政改革の実施方針に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、三月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員立木洋君提出サハラ・アラブ民主共和国との外交関係に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、三月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る二月二十二日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

東北開発株式会社法を廃止する法律案(閣法第四五号)

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員会

辞任 補欠

神谷信之助君 橋本 敦君

法務委員

辞任 補欠

神谷信之助君 橋本 敦君

法務委員

辞任 補欠

橋本 敦君 神谷信之助君

予算委員

辞任 補欠

原田 立君 刈田 貞子君

上田耕一郎君 近藤 忠孝君

坂山 映子君 関 嘉彦君

決算委員

辞任 補欠

刈田 貞子君 近藤 忠孝君

坂山 映子君 関 嘉彦君

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和六十年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

去る二月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員会

予算委員

辞任 補欠

関 嘉彦君 坂山 映子君

田 英夫君 野末 陳平君

決算委員

辞任 補欠

坂山 映子君 関 嘉彦君

文教委員会

理事 田沢 智治君(杉山令肇君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

決算委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を社会労働委員に付託した。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

衆議院解散権の帰属に関する質問主意書(飯田忠雄君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港における米軍機の緊急着陸事件等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和六十年第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

去る二月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

近藤 忠孝君

上田耕一郎君

野末 陳平君

田 英夫君

下村 泰君

青島 幸男君

去る二月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

刈田 貞子君

桑名 義治君

決算委員

辞任

補欠

原田 立君

刈田 貞子君

去る二月二十八日内閣から次の議案が提出された。

主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

郵便法等の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄における米軍基地の早期返還に関する質問に対する答弁書

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄の米軍基地に提供されている土地にかかる小作人の救済に関する質問に対する答弁書

参議院議員喜屋武眞榮君提出国家秘密保護法制定をめぐる動きに関する質問に対する答弁書

参議院議員伏見康治君提出行政改革の実施方針に関する質問に対する答弁書

同日議長は、ジョージ・ブッシュ・アメリカ合衆国副大統領(上院議長)より次の礼状を接受した。

私は議長閣下の御配慮に満ちた一月二十九日付電報に対し、厚く御礼申し上げます。議長閣下の同情のお言葉は、勇敢な男女乗組員の悲劇的な死を悲しんでいる妻のバラと私自身にとつて、大きな慰めでありました。どうか、参議院の全議員に、私達の感謝の気持ちをお伝え下さるようお願いいたします。

去る一日次の質問主意書を内閣に転送した。

衆議院解散権の帰属に関する質問主意書(飯田忠雄君提出)

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

真鍋 賢二君

中西 一郎君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

日本国有鉄道改革法案(閣法第五三号)

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律案(閣法第五四号)

新幹線鉄道保有機構法案(閣法第五五号)

日本国有鉄道清算事業団法案(閣法第五六号)

日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案(閣法第五七号)

同日議長は、オロフ・バルメ・スウェーデン王国首相の逝去に際し、インゲムンド・ベンクトソン・スウェーデン王国国会議長宛、次の弔電を送した。

バルメ首相閣下の突然の訃報に接し、まことに哀惜の念に堪えません。バルメ首相の世界平和に対する偉大な貢献は永く記憶されるでありましよう。参議院を代表して深甚なる哀悼の意を表します。

去る四日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案(閣法第五八号)

文教委員会に付託

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

高速道路建設・排気ガス汚染問題と肺がん予防に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員立木洋君提出サハラ・アラブ民主共和国との外交関係に関する質問に対する答弁書

去る五日議長は、次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。

主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

昭和六十一年三月十日 参議院會議録第六号 議長の報告事項

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案

(閣法第一九号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

航空機工業振興法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

高速道路建設・排気ガス汚染問題と肺がん予防に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

内藤 功君

神谷信之助君

柳澤 鍊造君

伊藤 郁男君

地方行政委員

辞任

補欠

神谷信之助君

内藤 功君

大蔵委員

辞任

補欠

近藤 忠孝君

佐藤 昭夫君

社会労働委員

辞任

補欠

佐藤 昭夫君

近藤 忠孝君

農林水産委員

辞任

補欠

藤原 房雄君

白木義一郎君

運輸委員

辞任

補欠

藤田 栄君

添田増太郎君

伊藤 郁男君

柳澤 鍊造君

通信委員

辞任

補欠

添田増太郎君

藤田 栄君

建設委員

辞任

補欠

白木義一郎君

藤原 房雄君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事 三治 重信君 (三治重信君の補欠)

運輸委員会

理事 江島 淳君 (梶原清君の補欠)

理事 安恒 良一君 (瀬谷英行君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを選挙制度に関する特別委員会に付託した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

神谷信之助君

内藤 功君

伊藤 郁男君

柳澤 鍊造君

地方行政委員

辞任

補欠

内藤 功君

神谷信之助君

大蔵委員

辞任

補欠

佐藤 昭夫君

近藤 忠孝君

社会労働委員

辞任

補欠

近藤 忠孝君

佐藤 昭夫君

運輸委員

辞任

補欠

添田増太郎君

藤田 栄君

通信委員

辞任

補欠

藤田 栄君

添田増太郎君

予算委員

辞任

補欠

上田耕一郎君

橋本 敦君

決算委員

辞任

補欠

橋本 敦君

上田耕一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員

辞任

補欠

亀井 久興君

竹山 裕君

選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

小野 明君

穂山 篤君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

科学技術特別委員会

理事 岡部 三郎君 (古賀重四郎君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案（閣法第六〇号）
同日委員長から次の報告書が提出された。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）審査報告書
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院解散権の帰属に関する質問に対する答弁書
一昨八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員
辞任 補欠
竹山 裕君 亀井 久興君

選挙制度に関する特別委員
辞任 補欠
稲山 篤君 小野 明君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法

第三四号）

郵便年金法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

通信委員会に付託

昭和六十一年度一般会計予算（閣予第三号）

昭和六十一年度特別会計予算（閣予第四号）

昭和六十一年度政府関係機関予算（閣予第五号）

予算委員会に付託

那覇空港における米軍機の緊急着陸事件等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年一月二十九日

喜屋武眞榮

参議院議長 木村 睦男殿

那覇空港における米軍機の緊急着陸事件等に関する質問主意書
最近一カ月の間に、沖縄県的那覇空港及びその近くで、米軍機による異常な事件が三件も相次いで起こっている。

まず第一回目は、昨年十二月二十一日に発生した全日空一二二便に対する米軍の観測・攻撃機「OV-10ブロンコ」機によるニアミス事件であり、第二回目は、今年一月五日に発生した米軍のC-130ハーキュリーズ輸送機一機がエンジンントラブルのため那覇空港に緊急着陸した事件であり、第三回目が、去る十九日に発生した米軍のA-7Eコルセア攻撃機一機が管制塔への事前連絡もなしに、いきなり緊急着陸した事件である。最後のものは、無線機の故障が原因であるとされている。

これらは、ほぼ二週間に一回の割合で、米軍機により引き起こされた異常事態である。そこで、以下の質問をする。

一 政府は、このように那覇空港で頻発する米軍機による異常な行動について、どのように認識しているのか。

二 昨年十二月二十一日のニアミス事件は、全日空一二二便の機長によつて、運輸省に報告されたものであるが、事件発生の実態とその原因について、米軍側に対する調査を含めて、その後調査結果ないし経過を明らかにされたい。

三 今年一月五日の緊急着陸事件について、報道

によれば、米軍パイロットは、当時、米軍用の嘉手納、普天間の両飛行場は、強風（突風二十ノット）のため、民間的那覇空港に緊急着陸したと言っているが、当日、同時刻のこれ等の空港及び飛行場の気象状況を、晴雨、気温、湿度、視界、風向、風速、風力等を含めて明らかにされたい。

四 前記一月五日の事件について、那覇空港への緊急着陸が、最善の処置であつたと政府は認めるのか。それとも、他に適当な緊急避難処置が可能であつたと判断するのか、明らかにされたい。

五 去る十九日の緊急着陸事件に際して、報道によれば、米軍パイロットは、那覇空港に着陸した理由について、「当時、普天間飛行場は、滑走路閉鎖のノータム（飛行情報）が出ており、嘉手納飛行場は混雑していた」と報告しているとのことであるが、このパイロット報告の真否について、調査し報告されたい。

更に、普天間飛行場の滑走路閉鎖の理由及び「嘉手納飛行場の混雑」とは、どのような状況であつたのか、併せて明らかにされたい。

六 前記十九日の事件に関して、沖縄県当局者の

昭和六十一年三月十日 参議院會議録第六号 質問主意書及び答弁書

一人は、「距離的に見て伊江島補助飛行場(米軍用—質問者注)でも使えないことはない。なぜ、那覇空港に降りなければならぬのか。」と述べたと報道されているが、この点について、政府はどう考えているか。

那覇空港への緊急着陸しか採るべき方法はない得ず、かつ、それが最善の処置であつたと考へるのか。

七 前記二件の米軍機の那覇空港への緊急着陸事件は、那覇空港が、自衛隊との、いわゆる軍民共用空港であるが故に、米軍パイロットには、同空港が、民間空港である点についての認識が欠けているか、それとも、きわめて、稀薄であるかのいずれかではないのか。この点について、政府は、強く米軍に対して、周知徹底せしめるべきであると思うがどうか。

八 政府は、米軍に対して、民間空港である那覇空港を安易に使用しないよう厳重に申入れすると同時に、このような緊急着陸事件が、今後、慣例化しないような措置を採るべきであると思うがどうか。この点に関する政府の明確な見解を求める。

右質問する。

昭和六十一年二月二十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港における米軍機の緊急着陸事件等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港における米軍機の緊急着陸事件等に関する質問に対する答弁書

一及び四から八までについて

米軍機は、日米地位協定第五条により、我が国の飛行場に入出することができるとなっている。特に御指摘の那覇空港における昭和六十一年一月五日及び同月十九日の事例については、いずれの場合も故障に伴う緊急着陸であつたものと承知しており、問題があつたとは考えていない。

政府としては、今後とも、米軍の円滑な活動を確保することは日米安保条約の目的達成のため緊要であるとの観点から米軍の任務の所要を

勘案しつつ、民間航空の安全確保のため万全を期してまいる考えである。

二について

昭和六十一年十二月二十一日、全日空一二二便と米軍機とが接近した旨同便の機長から同日運輸大臣に報告があり、現在、運輸省において事実関係等を調査中である。

三について

御指摘の空港及び飛行場のうち、我が国が氣象の観測を行つている那覇空港の昭和六十一年一月五日十八時三十分頃の氣象の状況は、気温十一度、湿度五十四パーセント、視程二十五キロメートル、風向北、風速十八ノットであり、層積雲等があつたが、降雨は無かつた。

沖縄における米軍基地の早期返還に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年一月三十日

参議院議長 木村 睦男殿

喜屋武眞榮

沖縄における米軍基地の早期返還に関する質問主意書

政府は、米軍による基地使用については、わが国の存立上欠かせないものとして、引き続きこれを認める立場に立つている。

このため、沖縄では、復帰による米軍基地の本土並み縮小が期待されたにもかかわらず、その実現を見ず、現在においても、国土の僅か〇・六パーセントに過ぎない沖縄県に、わが国における米軍専用基地の七十五パーセントが集中し、その面積は県土の十一パーセントにも達しており、地元沖縄では、基地はその運用による幾多の問題を惹起せしめているのみならず、県経済の発展を著しく阻害する要因ともなっている。

沖縄県民が、人権を回復し、平和の下に経済的自立を達成するためには、米軍基地の縮小・返還は不可欠であり、この観点から以下質問する。

一 政府が策定した第二次沖縄振興開発計画には、「土地利用上大きな制約となつている米軍施設・区域をできるだけ早期に整理縮小し、産業の振興、生活環境の整備に資するよう跡地の有効利用を図るための施策を推進する。」ことがうたわれているが、嘉手納町の場合、実に町面

積の八十五パーセントが基地であり、一万四〇〇〇余の町民の生活の場は、残る十五パーセントの僅か二平方キロメートル余の地域に過ぎず、著しく遅れている第一次産業をはじめとする各種産業の振興のためには、米軍基地の返還とその跡地利用は不可欠であるとして、町議会は数次にわたり決議を行つてゐる。

特に、嘉手納弾薬庫地区については、地元嘉手納町の産業振興のため使用したいとして、従来より返還を求めているものである。軍事基地に押しつめられ、地場産業の弱体な同町が、産業振興のため、同地区の返還を求め、跡地の有効利用をはかるのは、もつともなことである。

一方、米側からみても、嘉手納弾薬庫地区には、現実には基地としては遊休化している部分も多いと思われ、ことにかんがみ、返還の早期の実現が望まれるところである。

そこで、日米安全保障協議委員会における、嘉手納弾薬庫地区返還に関するこれまでの米側との折衝の経緯及び返還の見通し、さらに、政府の方針等を明らかにされたい。

二 嘉手納飛行場の一部である「嘉手納マリナ地域」については、米軍は、直接軍事目的ではない

く、もつぱら福利厚生施設として用いてゐると承知しているが、そのとおりか。米軍による同地域の使用及び管理の実態を明らかにされたい。

三 政府においては、米軍の専用福利厚生施設は、整理・縮小し、その返還を求めるとの態度が採られていたと理解しているが、そうではないのか。

また、「嘉手納マリナ地域」の返還が、これまで実現しなかつたのはなぜか。

海浜の専用化がなければ、米軍の福利厚生が不可能ということでもあるまい。かつての「占領軍専用」意識があるとすれば、厳しく糾弾されなければならぬ。政府の見解を伺いたい。

四 嘉手納マリナ地域の返還に関する地元の要望について、政府はどう対処するのか。

また、日米安全保障協議委員会における、これまでの米側との折衝の経緯、及び返還の見通し等を明らかにされたい。

五 嘉手納マリナ地域は、地元に残された唯一の漁港適性地として、嘉手納町が第一次産業振興の立場から返還を望んでいるものである。

同地域は、従来、地元民の憩いの場であり、産業の恩人・野国総管の霊地などがあること等

から、地元の要望に応じて解放され、自由な通行が認められていたにもかかわらず、近年、フェンスの設置、出入口への警備員の配置等により、住民の利用に支障が生じている。仮に、返還が近々に望めないとするならば、従来並みの地元住民の利用、通行の確保が図られなければならないと考えるが、この点については、どうするか。

が了承されている嘉手納弾薬庫地区の一部については、移設が困難であること等の事情により、その返還が進ちよくしていない状況にある。

二から五までについて

我が国は、適切な規模の防衛力の保有及び日米安保条約により国の安全を確保することとしており、政府としては、いわゆる福利厚生のためのもも含め米軍の駐留目的達成のために必要な施設及び区域の円滑かつ安定的使用の確保に努力してきているところである。

昭和六十一年二月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 陸男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄における米軍基地の早期返還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄における

米軍基地の早期返還に関する質問に対する

答弁書

一について

日米安全保障協議委員会で移設を条件に返還

御指摘の嘉手納マリナ地域は、米軍の福利厚生施設として使用されているのみならず、その一部が嘉手納飛行場の転移表面としての機能も果たしていると承知しており、同地域の返還については、これまで日米安全保障協議委員会において米側と協議を行っていない。

なお、住民の通行等については、従来から米軍が施設及び区域の運用に支障を及ぼさない範囲で認めているものと承知している。

昭和六十一年三月十日 参議院會議録第六号 質問主意書及び答弁書

沖縄の米軍基地に提供されている土地にかか
る小作人の救済に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

昭和六十一年一月三十一日

喜屋武眞榮

参議院議長 木村 睦男殿

沖縄の米軍基地に提供されている土地にか
かる小作人の救済に関する質問主意書

米軍嘉手納基地内の嘉手納町字久得に所在する
旧沖縄製糖株式会社所有(現在、沖縄土地住宅株
式会社所有と思われる。)の土地は、明治初期尙王
家所有の下に小作人が耕作を始め、明治の末期尙
王家より旧沖縄製糖株式会社に売却されたが、小
作人の耕作は引き続き行われていたものである。

戦後、当該土地は、米軍に強制接収され、現在
も引き続き、駐留軍用地として提供されている。

このため、小作人は、永年にわたりこの土地を全
く耕作することができず、加えて、戦後わが国で
行われた農地解放の恩恵に浴することなく、さら
に、土地所有者には賃借料が支払われているにも
かかわらず、小作人には何らの補償もなされてい
ないなど大きな不利益を蒙っている現実にある。

このような状況から、地元嘉手納町議会では、
小作人の救済を要請する決議が採択され、小作人
も那覇防衛施設局に陳情を繰り返すなどしている
が、事態は全く進展していない。

よつて、政府の適正な措置を求めて、以下の質
問を行うものであり、政府は、具体的かつ明確に
答弁されたい。

一 本土においては、政府が、昭和二十五年七月
に閣議決定した「駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ
損失補償要綱」により、補償がなされていると
思われるが、本要綱により、土地に関し、小作
人、耕作権者等、所有権者以外の者に補償を行
つた例はあるか。あるとすれば、要綱の適用条
文、地主との配分割合等補償の実態を明らかに
されたい。

また、ないとすれば、なぜ本要綱の適用が小
作人等にできなかったか、その理由を明らかに
されたい。

二 右要綱は、当然沖縄にも適用されるものと考
えるが、どうか。

適用されるとすれば、これまでの適用の事例
を明らかにされたい。

また、適用できないとすれば、なぜか。

三 伝えられるところによれば、那覇防衛施設局
は、小作人、耕作権者等の再三にわたる陳情に
もかわらず、前向きに対処していないとのこ
とであるが、事実か。これまでの話合いの経
緯、問題点を明らかにされたい。

四 政府は、沖縄の米軍基地に提供されている土
地にかかる小作権、耕作権等所有権以外の第三
者の権利の存否につき、調査を行ったことがあ
るか。あるとすれば、その結果をも明らかにさ
れたい。

また、ないとすれば、これだけ問題になつて
いるにもかかわらず、なぜ行わないのか、理由
を明らかにされたい。

五 政府は、当該土地に小作権、耕作権等第三者
の権利が存することは、認識しているか。

仮に、当該土地に、小作権、耕作権等は存在
しないと認識しているとすれば、その根拠
は何か。

六 将来、当該土地が、米軍から返還された場
合、農地法適用の前提として、当該土地の農地
への復元が問題になると考えられるが、当該土
地の提供は国によるものである以上、復元は国
の責任において行い、しかる後、農地法の適用

をはかるのが筋道だと考えるが、どうか。

それとも、政府は、当該土地は農地としての
性質を消失しており、したがつて、米軍より返
還がなされたときにおいて、農地法の適用はな
く、農地解放の措置はとらないとするのか、所
見を伺いたい。

七 仮に、政府が、当該土地に小作権、耕作権は現
在存在せず、したがつて、小作人への賃借料の
配分、離作料等の支給は行わず、また、当該土地
が米軍より返還された場合に、農地解放の措置
がとられないとするとしても、小作人の窮状及
び地主とのバランス等から、何らかの補償措置
がなされることが、政治の責任であると考え
るが、政府にその考えはあるか、見解を伺いたい。
右質問する。

昭和六十一年二月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄の米軍基地に
提供されている土地にかかる小作人の救済に関
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄の米軍基地に提供されている土地にかかる小作人の救済に関する質問に対する答弁書

一について

土地を駐留軍の用に供するため、国がその土地の賃借人を転賃人とする転賃借契約を締結し、転賃人に対し、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱(昭和二十七年七月四日閣議了解。以下「要綱」という。)第二章第一節の規定に基づき算定した土地の賃借料を支払っている例はあるが、国が当該転賃人と土地所有者との間の配分割合を定めた例はない。

二について

要綱は沖縄県の区域内の事案にも適用があり、その例としては、土地の賃借料の算定等がある。

三について

旧沖縄製糖株式会社小作人組合の代表者等から那覇防衛施設局に陳情があつたが、第三者の使用又は収益を目的とする権利(以下「用益権」という。)の存否については、土地所有者との間で話し合われることが先決であること、沖縄県の区域内において、国が駐留軍の用に供するた

め賃貸借契約を締結している土地(以下「契約土地」という。)については、用益権は存在しないと承知していることから、要望には沿えない旨回答してきたところである。

四及び五について

沖縄県の区域内に在る契約土地については、契約締結の際用益権の存否を調査しており、用益権の存在するものはないと承知している。

六について

御指摘の土地が返還された場合、賃貸借契約に定めるところにより、現状のまま賃借人に引き渡し、賃借人から原状回復の請求があつたときは、返還時の当該土地の状況及びその周辺の開発状況等を勘案し、必要に応じ補償を行うこととなる。

七について

御指摘のような補償は困難と考える。

在比米軍の沖縄への移駐計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年二月三日

喜屋武眞榮

参議院議長 木村 陸男殿

在比米軍の沖縄への移駐計画に関する質問主意書

今年一月二十五日付の米紙ニューヨーク・タイムズが、米政府当局者の言明として報ずるところによれば、「米太平洋軍司令部(ハワイ)は、海・空軍両部隊をフィリピンからグアム、沖縄およびその他の太平洋地域の各米軍基地に移動させるための詳細な計画を昨年中に作成した。」ということである。

これは、フィリピンの政情不安と米比相互防衛条約に基づく米比基地協定が五年後の一九九一年に期限切れを迎える点を背景としていと思われ

また、昨年十二月五日の米下院軍事委員会軍事施設小委員会の公聴会で、ケリー米国防副次官補(東アジア・太平洋地域国際安全保障問題担当)は、「クラーク、スピックの両米軍基地の代替地として、米信託統治領の北マリアナ諸島(とくにテニアン島)のほか、現存するグアム、韓国、日

本の米軍基地への移転を検討している。」と言明しているし、昨年十月十八日付の米軍機関紙「星条旗」によると、米海軍のワトキンス作戦部長は在比米軍基地の移設を示唆している。つまり、同作戦部長は、現在、フィリピンに配備している空軍及び海軍の作戦行動を肩代わりさせるために、他の太平洋地域の米軍施設を拡充することになろうと発言しているのである。

そして、また、米政府は、今年一月十日、在比米軍基地の撤退に備え、パラオ諸島(ペラウ共和国)と基地貸与契約を結んでいる。

これらの情報を踏まえて、以下、政府の見解を問いたい。

一 政府は、以上のように報道されていることの実事関係を確認しているか。

二 米側から在比米軍の日本、特に沖縄への移駐について、何らかの打診があつたか。

三 去る一月十六日から三日間、ハワイで開催された「第十六回日米安全保障事務レベル協議」の場では、この問題は取り上げられたか。

四 仮に、米側から、沖縄を含む日本国内への在比米軍の移駐が提案される場合には、当然、日米安保条約に基づく「事前協議」の対象となる

昭和六十一年三月十日 参議院會議録第六号 質問主意書及び答弁書

と思われる。なぜならば、それは、(1)合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更の場合、(2)同軍隊の装備における重要な変更の場合、(3)日本国から行われる戦闘作戦行動の基地としての日本国内の施設および区域の使用の場合、のいずれかの項目に該当することは必至であると思われるからである。

この点に関し、政府の見解を伺いたい。

五 もしも、在比米軍が沖縄に移駐する事態になれば、それは、沖縄県民の一致した世論であり、かつ政府の公約した政策である「沖縄の米軍基地の整理・縮小」という基本方針に反することとなる。したがって、政府は、米国側からそのような事前協議ないし提案がなされた場合には、当然に、これを拒否すべきものであると考えるが、どうか。

右質問する。

昭和六十一年二月十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出在比米軍の沖縄への移駐計画に関する質問に対し、別紙答弁書を

送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出在比米軍の沖縄への移駐計画に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

米政府は、御指摘の米議会証言を含め各種の機会に在比米軍基地の移転は考えていない旨明らかにしており、米政府より御指摘のような打診等が行われていないので、政府として仮定の問題について論ずることは差し控えたい。

なお、北マリアナ諸島等において土地賃借取極が合意されていることは承知しているが、米政府は、国際情勢の変化に応じて必要となり得べき対策につき常日頃よりその選択肢を検討しており、右もかかる検討の一環として現在の比情勢とは全く別個に行われているものである旨述べていると承知している。

国家秘密保護法制定をめぐる動きに関する質問主意書

問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提

出する。

昭和六十一年二月五日

喜屋武眞榮

参議院議長 木村 睦男殿

国家秘密保護法制定をめぐる動きに関する質問主意書

自由民主党の議員立法の形で第一〇二回国会に提出され、前国会において、国民各界各層の反対の声の前に廃案となつた「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」が、自由民主党によつて装いを新たに再提出されようとしている。

国家秘密を保護するためのこの種の立法は、国民の基本的人権とも重大なかかわりをもつものであり、以下、内閣に対して、関連する問題について質問する。

一 日本がスパイ天国だという、いわゆる「スパイ天国論」が、中曽根総理により繰り返し述べられている。

昨年十二月十九日の参議院の内閣、地方行政、文教、農林水産の各委員会による連合審査会において、私の質疑に対して、総理は、「日本ぐらいスパイ天国はないのだ、これをそのま

ま放置することは独立国家の平和、安全を維持するためにもそれはとるべきではない。したがつて秘密保護は必要である」と答弁している。

そこで何うが、総理の言う「スパイ天国」とは、具体的にはどういうことを指しているのか明らかにされたい。また、日本がその「スパイ天国」であるという事実を実証的に示されたい。

二 (1) 自由民主党政務調査会編集にかかる「スパイ防止法」その背景と目的(昭和五十七年十一月)に掲載されている「主要スパイ検査一覧表」によれば、昭和二十九年から五十六年までの二十八年間に十三件のスパイ事件があつたというが、その内容は、「独立国家の平和・安全」との関連は薄いと思われ、また、それを脅かすものとは言えないものである。この程度の事実をもつて「日本はスパイ天国である」とするののか。

(2) このような議論は、ちやうど、「ソ連脅威論」を唱えて軍備強化を図ることと軌を一にした、外患を利用して世論を操作しようとするような権力者の常套手段であつ

て、為にする議論であるといわざるを得ない。

したがって、現行法で十分対処できる前

記一覽表の十三件の事件だけでは、国民の基本的人權と重大なかかわりがある国家秘密保護法について、その制定の必要性は出てこないと考えるがどうか。

三 政府は、主権者たる国民の基本的人權を尊重するのであれば、国民の知る権利、またその具現化である「情報公開法」の制定こそ急ぐべきであり、また熱意をもつて検討すべきであると考え、この点についてはどうか。政府の見解を承りたい。

昭和六十一年二月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出国家秘密保護法制定をめぐる動きに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出国家秘密保護法制定をめぐる動きに関する質問に対する答弁書

一及び二の(1)について

我が国では、現行法制上いわゆるスパイが自由に活動し得る余地があり、これを「スパイ天国」と称することが可能である。

なお、戦後我が国において検挙された各種のスパイ事件は、六十件余に達しているが、これらの多くは、いわゆるスパイ行為自体ではなく、それに関連して行われた各種法令違反の事実で検挙されたものである。

二の(2)について

これまで検挙されたスパイ事件について、現行法制では国家秘密の保護という観点から十分に対処し得なかつたとして、新たな立法措置が必要であるとの意見も存するところである。なお、この種立法に当たっては、国民の基本的人權や、いわゆる知る権利などにかかわる問題もあるもので、各般の観点から慎重に検討されるべきものと考えます。

三について

行政情報の公開については、昭和六十年十二

月二十八日付け閣議決定「昭和六十一年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」等により、文書閲覧窓口制度の整備・充実等行政運営上の所要の改善方策を推進するとともに、制度化の問題についても、関連する諸制度、諸外国の制度運用の調査研究等を進めることとしている。

平和相互銀行の検査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年二月七日

目黒今朝次郎

参議院議長 木村 睦男殿

平和相互銀行の検査に関する質問主意書

平和相互銀行経営に問題ありと言われて約二十年たつが、昨年八月以来、大蔵省が同行に対して異例の超長期の検査を実施した。その結果として、今日、同行の主な経営陣が退陣をする見通しとなつた。新聞、テレビ等では、同行が住友銀行と合併するかに報じられているが、今後、同行

がどのように経営形態を変えるにしても、預金者保護の見地から、平和相互銀行が現在かかえている問題は、今のうちに解明されなくてはならぬ、と考える。

そこで、平和相互銀行に関する最近の重要問題として、同行が購入した金時絵屏風の「時代行列」について伺う。

一 平和相互銀行に対する今回の検査で、「時代行列」売買の事実をいつ承知したか。

二 本件事実の経緯及び背景等の事情について調査をしたのか。

三 調査したとすれば、その内容はどうか。

四 「時代行列」の実勢評価額は、八千万円から最高で五億円の範囲内と専門家は見ていたが、大蔵省はいくらと評価しているのか。

五 「時代行列」購入代金は、平和相互銀行の関連会社「フォルム」へ四十億円を融資する形式がとられているが、銀行検査でそれを確認したか。

六 「フォルム」への融資は、不正融資になるのか。

七 「フォルム」へ融資された後の金の流れについては、検査の過程では解明されているのか。

八 法務当局は、「時代行列」問題の経緯及び背景

昭和六十一年三月十日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

の事情について、関心を持っているか。

九「時代行列」金時絵屏風売買の過程には、犯罪性すら感じさせられるが、これらの企画・実行に加担した全ての人物について、氏名、肩書き等を明らかにされたい。

右質問する。

昭和六十一年二月十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員目黒今朝次郎君提出平和相互銀行の検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員目黒今朝次郎君提出平和相互銀行の検査に関する質問に対する答弁書

一から七まで及び九について

金融機関に対する検査の内容を開示することによって金融機関と企業等との取引内容等が外部に漏れることとなれば、金融機関とその取引先との信頼関係が崩れ、円滑な金融取引に支障を来すおそれがあるとともに、検査への金融機関の協力を得ることが困難となり、検査の円滑

な執行に支障を来すこととなる。

また、このことは、ひいては預金者保護、信用秩序の維持に悪影響を及ぼすこととなりかねない。

お尋ねは、特定の金融機関と特定の企業との具体的な取引に係る事柄であるので、右に述べた理由により答弁を差し控えたい。

八について

法務当局は、御指摘の「時代行列」の件についてその事実関係を承知していない。

行政改革の実施方針に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年二月十三日

伏見 康治

参議院議長 木村 睦男殿

行政改革の実施方針に関する質問主意書

政府は、昭和六十一年十二月二十八日に、「昭和六十一年度に関するべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」を閣議決定し、その中で、

「特殊法人等の民間法人化」を行うことを定め、高圧ガス保安協会および危険物保安技術協会等を民間法人化することとし、所要の法律案を今国会に提出すると決定した。

また、「保安四法に係る臨時行政調査会答申中の未措置事項」については、改善のための条件整備を図るほか、共管競争事項等についても方針を定め改善のための措置を講ずるものと決定されたのである。

すなわち、指定検査機関等の相互乗り入れ等に関し、検査機関の相互乗り入れの促進を図るため、指定検査機関等の行うことができる検査を一法の検査に限らず、他法の検査もあわせて行うことができるよう当面その条件整備に努めると決められたのである。

よつて、これらに関して、以下質問する。

一 指定検査機関の相互乗り入れ等について

(1) 昨年十二月二十八日の閣議決定をもつて、保安四法関係指定検査機関の相互乗り入れ方策を実施するという方針が示された。

このことは、我が国に国際的権威ある第三者検査機関を民間に設置するための第一着手として、大いに評価したいが、政府もそのよ

うに考えておられるのか見解を承りたい。

(2) 前述の閣議決定に、「検査機関等の相互乗り入れの促進を図るため、指定検査機関等の行うことができる検査を一法の検査に限らず、他法の検査もあわせて行うことができるよう当面その条件整備に努める。」とあるが、いかなる具体的措置をとられるのかお示しいただきたい。

(3) 法に定める検査に関し、関係大臣が指定検査機関を指定するとき、当該官庁にとつて都合の悪い機関に対しては恣意的に指定を行わないおそれがある。現に、ある法において法的には指定ができ、充分その資格があるにもかかわらず指定を行わなかったり、指定する検査業務範囲を制限している実状がある。

今回の措置に当たつてはそのようなことのないように、検査機関が指定検査機関の指定を受けることのできる指定基準を法律の上で明示する必要がある。すなわち、「一定の条件を満たした機関が、指定を申請したときは指定しなければならない。」と法律の中に定める必要があると思うが、政府の見解を承りたい。

(4) 前記(3)の提案は、保安四法すべてについて、そのように定めることが必要であると思ふがどうか。

(5) また、検査機関等の相互乗り入れの効果は、保安四法のみならず、電気事業法およびガス事業法等にまで広げることが有効であるので、その際は、できるだけ早い機会に、前記(3)の提案のように措置されることが望ましいと思うが、政府はどのように考えているか伺いたい。

二 民間法人化後の官庁の介入排除について

(1) 特殊法人が民間法人化された後も、その監督官庁の役人が天下りし、理事や理事長となり、事実上特殊法人のときと同様に官庁が人事および業務に介入するおそれがあるが、政府は、民間法人化された特殊法人に対する監督官庁の介入を排除すべきであると考えておられるか伺いたい。

(2) 介入排除に対し、どのような具体的方策をもつておられるか、お示し願いたい。

右質問する。

昭和六十一年二月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員伏見康治君提出行政改革の実施方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伏見康治君提出行政改革の実施方針に関する質問に対する答弁書

一 について

(1) 昭和六十一年十二月二十八日の閣議決定は、石油化学プラント等において高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)及び石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)のいわゆる保安四法に基づく規制を整合的、かつ、合理的に行うという観点から講ずべき措置を定めたものである。臨時行政調査会第五次答申で指摘されている「権威ある検査機関の設立」という課題については、別途、我が国における検査機関の在り方等、より広い観点からの検討を要するものと考えている。

(2) 高圧ガス取締法、労働安全衛生法及び消防

法に基づく検査を行つている各機関が他法に基づく検査を行うために必要とされる能力を有しているか否かについて調査検討を行うとともに、必要に応じ各機関の検査のための技術力を向上させる措置を講ずること等により相互乗り入れの促進を図るための条件整備を図つてまいりたい。

(3) 及び(4) 指定検査機関の指定基準については法令上規定されており、指定については検査機関の技術的能力、信頼性等法令に定める指定要件につき厳正に審査を行つた上で適正なものであれば指定するという方針で行つているところであり、今後ともかかる方針で対処してまいりたい。

(5) 今回の指定検査機関等の相互乗り入れ等の措置は、一つの石油化学プラント等に対し、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の四法が適用されることとなるという特殊性から規制の整合化及び合理化を図るために講ぜられるものであり、このような措置を電気事業法、ガス事業法等にまで広げていくためには、その必要性、合理性等について、更に慎重な検討

が必要であると考えている。

二 について

臨時行政調査会第五次答申では、民間法人化される法人に対する政府の関与は、最小限のものとすべきであるとされており、政府としては、その趣旨に沿つて対処してまいりたい。

サハラ・アラブ民主共和国との外交関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年二月十四日

立木 洋

参議院議長 木村 睦男殿

サハラ・アラブ民主共和国との外交関係に関する質問主意書

今般私は、サハラ・アラブ民主共和国を訪問し、同国の統治勢力であるポリサリオ戦線指導部と会談するとともに、同国の実情について視察してきた。

旧スペイン領サハラ(西サハラ)の帰属について

昭和六十一年三月十日 参議院會議録第六号 質問主意書及び答弁書

一二四

は、一九七五年十月国際司法裁判所によつて、「モロッコ、モリタニア両国と西サハラの間における領土主権による関係を立証する事実は発見できなかった」との見解が示された。しかし、モロッコ政府は、国際司法裁判所の判断を無視し、西サハラへの不当な侵略・占領を強行し、自決を主張するポリサリオ戦線側との対立が今日まで続いている。

国連においても、西サハラ問題は再三とりあげられている。たとえば、第四十回総会では、西サハラ自決に関する国民投票を認める平和協定の締結と停戦のために、モロッコとポリサリオ戦線の双方に対し、直接交渉をはじめよう要請する決議がおこなわれている。これは一九八一年の第十八回アフリカ統一機構首脳会議でモロッコ自身が認めたことを踏まえたものである。

一九七六年二月、サハラ・アラブ民主共和国の樹立が宣言されて以来、この約十年に、世界の六十三カ国が同国を承認し、外交関係を確立している。また同国はアフリカ統一機構の正式の加盟国ともなっている。

以上のことにかんがみ、私は、以下の点について、政府の見解をただしたい。

一 日本政府は、西サハラに対するモロッコの侵略・占領の事実を容認するかどうか、容認するとすればその根拠は何か。

二 国連総会において、西サハラ問題関連決議案の採決に、日本政府は棄権してきているが、その理由について明らかにされたい。諸民族の自決権擁護の見地から、これらの決議に積極的に賛成する態度をとる意思はないか。

三 歴史的にモロッコおよび西サハラ沿岸海域は、日本船舶による漁場ともなってきたが、日本漁船によるこれら海域での操業に関する漁業協定は存在するかどうか。存在するとすれば、いかなる国とどのような条件の下においてか回答されたい。

四 サハラ・アラブ民主共和国側は、民族自決権と主権の尊重に基づく日本との友好関係の確立をのぞんでおり、日本漁船による西サハラ沿岸漁業においても、サハラ・アラブ民主共和国側の領海に対する侵犯によつて生じうる危険について懸念を表明している。

日本政府として、主権の尊重と平等・互恵に基づいて、サハラ・アラブ民主共和国との関係を確立する意思があるかどうか、見解をただしたい。

右質問する。

昭和六十一年三月四日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員立木洋君提出サハラ・アラブ民主共和国との外交関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員立木洋君提出サハラ・アラブ民主共和国との外交関係に関する質問に対する答弁書

一及び四について

我が国は、西サハラ問題に関しては、西サハラ地域住民の意思が反映される形で平和的に解決されることを期待するものであるが、同問題の当事国ではない我が国としては、同問題につき立ち入ったコメントをすることは差し控えた。

二について

我が国は、一及び四についてにおいて述べた我が国の立場に基づき、国際連合における西サハラ問題の審議に臨んできた次第である。いずれにせよ、我が国としては、西サハラ問題の平和的解決のため国際連合が建設的な役割を果たすことを強く期待するものである。

三について

我が国政府とモロッコ王国政府との間には、海洋漁業に関する協定が存在するが、同協定では、モロッコ王国政府が自国に接続する二百海里水域において生物資源に対する管轄権を国際法に従つて行使することを認め、その前提の下でモロッコ王国政府が自国の関係法令に従つて、日本国の漁船に対し同水域において漁獲を行うことを許可する旨規定している。

衆議院解散権の帰属に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年二月二十五日

飯田 忠雄

参議院議長 木村 睦男殿

衆議院解散権の帰属に関する質問主意書

従来実施された衆議院の解散は、内閣の助言と

承認による天皇の国事行為に関する憲法第七条を根拠として内閣に衆議院解散の実質的決定権があるものとして行われた。

このような方法での衆議院の解散は、天皇の国事行為をして国政行為たらしめるものにほかならず、憲法第四条第一項の明文に違反する。憲法第七条の内閣の助言と承認は、天皇の国事行為が国政行為となることを防止するための役割を有するものと解するのが、他の憲法の明文との関連からみるときは正しいといわねばならない。憲法第七条は、天皇の国事行為の成立要件として内閣の助言と承認を求めているにすぎない。それは、いかなる意味においても、内閣に対し憲法の明文のな

いことを授権する規定ではない。

そこで私は、衆議院解散権の明文の根拠は、憲法第四十一条にあると考える。その理由は、以下のとおりである。

そもそも衆議院の解散は、立法にも司法にも、また行政にも属する行為ではない。その場合、そのような行為はどが行うべきかといえば、憲法第四十一条で「国権の最高機関」とされているところの国会が行うべきものと解すべきである。すなわち、国民主権の下では、衆議院の解散というよ

うな国家統治の根本に関する行為は、本来、主権者たる国民が行うべきものであるが、その現実の行使は、全国民の代表者である国会によつてなされるものと考えられるからである。憲法において、国会が国権の最高機関であるとされているのは、まさにこのことをいっていると解されるのである。

この見解に照らせば、次のように考えられる。

(一) 衆議院の解散は、国会の議決によりその実質的決定がなされるべきものである。

(二) そうであれば、衆議院の解散権は、政治的・

実質的には、国会における多数党の党首である内閣総理大臣に帰属している、ということができる。

(三) 衆議院の解散については、衆参両院の議員がその議案を提出することができるほか、憲法が議院内閣制を採用していることから、内閣総理大臣も憲法第七十二条の規定により内閣を代表して衆議院解散議案を提出することができる。

(四) 国会が衆議院の解散の議決をしたときは、内閣はこれをうけて、国事行為の助言と承認をなすべきである。(この点については、同旨の第十三回国会両院法規委員会の勧告がある。)

以上のように考えるが、これらについて、政府は、それぞれのようない見解を持つているか、明らかにされたい。

決議を成立せしめた場合には、内閣はこれを尊重し、憲法第七条により解散の助言と承認を行うといふことが慣例を樹立することが望ましいと述べていると理解している。

昭和六十一年三月七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院解散権の帰属に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院解散権の

帰属に関する質問に対する答弁書

(一)から(四)までについて

衆議院の解散は、憲法第七条の規定により、内閣が実質的に決定し、内閣の助言と承認により天皇の国事行為として行われるものであるから、国会の議決により決定するものではないと考えている。

なお、御指摘の両院法規委員会の勧告は、内閣に実質的な解散決定権があることを前提としつつ、解散が内閣の専断的判断によつてなされることのないよう、「衆議院が、解散に関する

第百二回国会参議院會議録第二十一号中正誤
七百八十九ページ一段終わりから十一行は削るはずの誤り。

第百四回国会参議院會議録第四号中正誤

ハシ	段 行	誤	正
五	一	天我	天下
六	三	国民	国民
六	二	審議	実績
三	一〇	しておきました	してきました
四	六	公約	公的
七	二	担懷	坦懷
七	四	全面的	全国的

昭和六十一年三月十日 参議院会議録第六号

一二六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 平 105
電話 東京 五三〇二(大代)

一定価一部
一一〇円部